

○甲州市附属機関の設置に関する条例（抜粋）

（趣旨）

第1条 この条例は、法令又は他の条例に別に定めのあるものを除くほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する附属機関に関し、必要な事項を定めるものとする。

（附属機関の設置及び所掌事務）

第2条 市長の附属機関として、次に掲げる機関を設置する。

甲州市総合計画審議会

甲州市行政改革推進委員会

（以下略）

2・3 （略）

（組織）

第3条 附属機関は、別表の委員の定数欄に掲げる数の委員をもって組織する。

2 委員は、別表の委員の要件欄に掲げる者のうちから、市長（教育委員会の附属機関にあっては、教育委員会。以下同じ。）が任命し、又は委嘱する。

3 委員の任期は、別表の委員の任期欄に掲げるとおりとする。

4・5 （略）

（会長等）

第4条 附属機関に、規則で定めるところにより、会長又は委員長（以下「会長」と総称する。）及び副会長又は副委員長（以下「副会長」と総称する。）を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、附属機関を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 副会長が置かれていない附属機関にあっては、会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。